

2018年度 生駒キッズカートシリーズ 特別規則書

第1条 競技会の名称

2018年度 生駒キッズカートシリーズ
英文表記：IKOMA KID'S KART SERIES 2018

第2条 競技種目

第1種競技車両（JAF カート競技車両規則に定められる車両）及び参考車両によるスプリントレース

第3条 競技会の開催クラスと開催数

- 1) KID'S GT-2/フレッシュキッズ 4歳以上
- 2) KID'S GT-1/40 4歳以上

第4条 開催場所

スポーツランド生駒
大阪府四條畷市上田原 1139 〒575-0014
TEL 0743-73-2484

第5条 主催者名と住所

同上

第6条 大会組織委員会及び審査委員会

特別規則書付則にて示す。

第7条 大会役員及び競技役員

特別規則書付則にて示す。

第8条 開催日、会場及び主催者、大会事務局

本規則 10-11 頁に示す。

第9条 参加定員

参加受付台数は、各クラスとも 48 台として、台数を超えた場合は大会事務局にて抽選とする。
ただし、予選、決勝ヒートのグリッド数は各大会によって異なる。本規則 11 頁参照。
また、参加台数が 3 台に満たないクラスは不成立とし、得点加算の対象にならない。

第10条 参加資格

・ KID'S GT-1,2 4歳以上、 J A S Aのグレード A

- 1) エントラント：JAF カートエントラントライセンス所持者であること。但し、スポーツランド生駒会員はこの限りではない)
- 2) ※初心者ドライバーで、あまりにも技術レベルが未熟な者及び公序良俗を乱す者に対しては、参加を認めない場合がある。
※満年齢に達していないドライバーでも（ただし、当該年齢に達している者）レース実績等を考慮し、参加者が所属する J A F加盟クラブからの推薦があり、主催者が認めた場合、希望するクラスに出場できる場合もある。
※当該年度の解釈は、1月1日～12月31日の間を言う。
- 3) ピットクルー：ドライバー1名につき2名までとする。

第11条 参加申し込み受付期間

- 1) 大会開催日 30日前より原則7日前までとする。
- 2) 参加申し込みは、持参もしくは、現金書留郵便とし、締め切り日必着とする。
- 3) 参加申し込み
スポーツランド生駒まで
- 4) 参加申し込みは参加料と保険料を添えて行い、併せて下記の書類に記入し提出しなければならない。
 - (1) 参加申込書
 - (2) 競技会参加に関する誓約書
 - (3) 車両登録申告書

第12条 参加料及び保険料

ドライバーの参加料（消費税込み） 11,000円

但しGT-1クラスはエンジンレンタル代を含み 15000円（燃料代を含む）となります。

（ピットクルー登録料1名分は含む）

上記料金は保険料を含みます。

ピットクルー登録料は1名につき下記の通り。

（2名まで登録可）。1,000円

第13条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加申込者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通知される。
- 2) 参加を拒否された申込者に対しては、参加料が返還される。
- 3) 参加を受理された後、参加を取り消す申込者に対して参加料は返還されない。

第14条 参加車両

本特別規則書の技術規定に準拠しているカートであること。

第15条 公式車両検査

- 1) 「JAF国内カート競技規則」競技会参加に関する規則3章に基づき、車両検査が行われる。この際に非合法的な部分がありながらも、なお、技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は、

旗の指示を受ける場合がある。

- 2) 車両検査の日時及び場所は、公式通知にて告知する。
- 3) ドライバーは公式車検に立ち会わなければならない。その際、服装に関しても「JAF 国内カート競技規則」競技会参加に関する規則第3章第12条において、技術委員の検査を受けなければならない。
- 4) 「JAF 国内カート競技規則」競技会参加に関する規則第8章第30条、第31条に基づき計量が行われる。

第16条 自動計測装置（トランスポンダー）

- 1) 主催者が自動計測装置を用意している場合は、参加者は車検時までには車両にこの装置を取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合は、該当車両及びドライバーは出走を認めない。
- 2) 自動計測装置の配布は、選手受付時に行い、返却については各レース終了後1時間以内とする。

第17条 公式練習

「JAF 国内カート競技規則」カート競技運営に関する規則第6章第23条に基づく公式練習を行う。ただし、ピットアウトしスタートラインを通過する前に本コースで停止した場合も公式練習に参加したものと認められる。

第18条 タイムトライアル

タイムトライアルは、1ラップ計測もしくは5分以上の計測の内、どちらかで行うものとする。

- 1) 全てのドライバーは、タイムトライアルもしくは5分間以上の自動計測によるタイムアタックに参加しなければならない。タイムトライアルに参加しない場合は、タイムトライアル失格とし、予選ヒート最後尾スタートとなる。
- 2) 出走はゼッケン順とする。
- 3) タイムトライアルに際しては、各カートの1ラップのウォーミング・アップに続いて1ラップの計測ラップを走行する。ただし、ベストラップタイムが同タイムの場合は、先にタイムトライアルを行った者を優先する。
- 4) タイムトライアルのコースインは、オフィシャルの指示によるものとし、一度コースインした者は途中で停止した場合も再トライはできない。
- 5) その他の方法で行う場合は、公式通知に示す。

第19条 レースの方法

レースは予選1ヒート、決勝1ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。

第20条 予選ヒート

- 1) 予選ヒートのグリッドポジションは、タイムトライアルの結果による。
- 2) 主催者が決定する1ヒートのグリッド数を超える出場台数があった場合は、予選を2グループに分けて予選ヒートを行う。

- 3) 予選を2グループに分ける場合は、Aグループをタイムトライアル奇数順位、Bグループをタイムトライアル偶数順位とし、両グループより上位の順に公式通知に定めた決勝進出者を決める。
- 4) 予選ヒートの周回数は、付則第3章に示す。

第21条 決勝ヒート

- 1) 予選ヒートを通過したドライバーのみで行う。
- 2) グリッドは予選ヒートの結果順による2列のカートからなる。
- 3) 決勝ヒートの周回数は、付則第3章に示す。

第22条 スタートの方法

1) GT-1,2:

全てのクラス共に、予選ヒート及び決勝ヒートは、1周のフォーメーションラップの後、コントロールラインよりスタンディングスタートとする。

- (1) スタートの合図はシグナルで行い、全車一斉にスタートするものとする。ただし、シグナルが不備な場合はフラッグで合図する場合がある。その際、明らかにフライングがあった場合、ポイントペナルティの対象とする。その際、ヒートは続行するものとする。

また、スタート後、先頭の車両が1周し、コントロールラインを通過するまでにスタートできない者は、当該ヒートを出走することはできない。

ポイントペナルティとして

- ・軽いフライングは当該ヒートの着順の3ポジションダウン
- ・重いフライングは当該ヒート着順に1周減算
- ・危険な行為は当該レース失格とする。

- (2) フォーメーションラップ:

フォーメーションラップ中の追い越し及びショートカットを一切禁止する。

フォーメーションラップ中にスピンした車両はスタートポジションを最後尾に着かなければならない。その際の元のポジションは空白とする。

- ・フォーメーションラップの方法

車両を人力でピットより本コースへ搬入する（この間、エンジンは停止状態）。

決勝スタート時は選手紹介を行う（予選ヒートは除く）。エンジン始動。

フォーメーションラップ1周後、コントロールラインを先頭に

停車・スタート

- (3) フォーメーションラップ開始後のピットインまたは、スターター故障、エンジン始動ができない等のトラブルの発生した者は、ピットスタートとする。また、それにより空いたグリッドは、空けたままスタートするものとする。

- (4) フォーメーションラップ中に、本コース上に停止した車両及びドライバー

（上記(3)に示されるドライバーを含む）は、ピットに戻り、修理等を行った

後、ピットよりスタートすることができる（オフィシャルの指示にしたがうこと）

その際先頭の車両がスタート1周目の最終コーナーに達するまでに出走できなければ、その時点でそのドライバー及び車両はコース外へ撤去し、そのヒートは出走できない。

(5) ピットスタート

ピットスタートとは、本コースよりスタートすべき車両全てが1コーナーに進入し終えた後、旗またはシグナルによって、ピットロードコントロールライン上よりスタートすることを言う。

- (2) 旗の信号についてはJAF競技会運営に関する規則・第13条に従う。ただし、スタート合図は、オーガナイザーの旗または信号を用いる場合がある。
- (3) コースアウトに対するペナルティは、競技長の判断による。
- (4) 走路審判員が反則または妨害行為とみなしたものについては、ペナルティを科される。さらにその行為が2回以上に及ぶときは失格とする。
- (5) ドライバーサインは次の通りとし、これを怠った者に対しては、ペナルティが科せられることがある。
 - ・コース上で停止した場合のサインは、両手もしくは片手を頭上に高く上げる。
 - ・ピットイン・ピットアウトのサインは、片手を頭上に高く上げる。
 - ・ミススタート旗が示された場合は、各自、片手を頭上に上げ、スピードダウンし、元のローリングスタート時のポジションに戻るものとする。
ローリングに大きく遅れ、競技長により指示(白地に赤バツテンのボード表示)された者及びローリング中にピットインした者と周回遅れの者は、最後尾に着かなければならない。
 - ・スローダウンする者は、片手を高く上げる。

第23条 その他競技に関する一般事項

- 1) 旗の信号については「競技会運営に関する規則」第13条に従う。ただし、スタート合図は、主催者の旗または信号を用いる場合がある。
- 2) コースアウトに対するペナルティは競技長の判断による。
- 3) 走路審判員が反則または妨害行為とみなした者については、ペナルティを課す。さらに、その行為が2回以上に及ぶときは失格とする。
- 4) ドライバーサインは次の通りとし、これを怠った者に対しては、ペナルティが課せられることがある。
 - (1) コース上で停止した場合のサインは、両手を頭上に高く上げる。
 - (2) ピットイン・ピットアウトのサインは片手を頭上に高く上げる。
 - (3) ドライバーサインは次の通りとし元のフォーメーションラップスタート時のポジションに戻るものとする。フォーメーションラップに大きく遅れ、競技長により指示(白地に赤バツテンの表示)された者及びフォーメーションラップ中にピットインした者と周回遅れの者は、最後尾に着かなければならない。
 - (4) スローダウンするドライバーは、片手を高く上げる。
- 5) 公式練習、タイムトライアル及びレース中(フォーメーションラップを含む)コース上で停止した場合は、他を妨害することなく、再発進できる場合にのみレースに復帰できるものとする。但し、オフィシャルが手助けする場合は再発進できる。
- 6) レース中は、コースを外れてショートカットすることは認められず、当該行為はコースアウトとみなされ、ペナルティの対象とする。
- 7) 公式練習、タイムトライアル及びレース中(フォーメーションラップを含む)に

リタイヤしたドライバーは、自分の車両を速やかに安全な場所に移動し、そのヒートが終了するまで車両から離れてはならない。また、その際、ヘルメットは着用していること。

- 8) 競技中の燃料補給は禁止する。
- 9) マフラー・ノイズ BOX がはずれた場合は、即座に停止すること。(走り続けると当刻ヒート失格になる)

第24条 レースの終了

- 1) レース着順1位の者がフィニッシュラインを通過後2分以内に、カートが自力で同ラインを通過した者は、そのラップが加算される。完走者となるためには、チェッカーに関わらず、規定周回数の2分の1以上を完走していなければならない。
- 2) レースの順位は次の順序により、周回数の多い順に決定される。
 - (1) チェッカーを受けた完走者(規定周回数の2分の1以上を完了しチェッカーを受けた者)
 - (2) チェッカーを受けない完走者(規定周回数の2分の1以上は走行したが、チェッカーを受けなかった者)
 - (3) 不完走者(チェッカーに関わらず、規定周回数の2分の1以上を完走していない者)
 - (4) 同周回数の場合は、その周回を先に完了(コントロールラインを通過)した者を優先する。ただし、共に0周の場合はグリッド順による。
- 3) レースは着順によるものとし、計時を行わない場合がある。
- 4) 生駒キッズカートシリーズの成立は、各クラス区分ごと3台以上の車両が出場しなければならない。3台に満たない場合は、そのクラス区分のレースは成立しない。この場合における出場とは、予選ヒートのスタートの際に3台以上のカートがコントロールラインを越えることをいう。
- 5) レース(ヒート)周回数の60%以上が消化された場合、当該レースヒートが成立する。

第25条 ピットイン

ピットインする場合は、ピットロードを徐行しなければならない、かつ必ずピットストップしなければならない。これに違反した場合は当該ヒート失格となる。

第26条 ピットでの作業

ピットは指定された場所を使用しなければならない。また、ピット内で作業し得る者は、当該クラスに出場しているドライバーと、ピットクルーのみとし、ピットクルーは指定されたピットゼッケンまたはクレデンシヤルを装着しなければならない。走行中のドライバーに対してピットサインを送る場合は、ピットクルー1名に限り、各自のピットエリア内においてのみ表示することができる。レース中、燃料の補給をしてはならない。

第27条 ピットクルー

「カート競技会参加に関する規則」第3章第18条に基づき、ピットクルーの行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属するが、レース中における場合は、ドライバーに直接統括の責任があるものとする。ピットクルーによる規則違反は当該ドライバーに対する黒旗の指示となることがある。

第28条 ピットおよびパドック内

- 1) ピットにおける火気の使用を禁止する。燃料の容器は、20リットル以内の金属製の携行缶でなければならない。
- 2) パドック内での走行はすべて禁止とする。
- 3) パドック内での喫煙は指定喫煙所を除き、厳禁とする。
これに違反したピットクルーは本大会から除外される
- 4) パドック内でのエンジン始動は厳禁とする。
これに違反したピットクルーは本大会から除外される
但し、禁止時間帯を除いて、指定された場所ではこの限りではない
禁止時間帯とはAM8：20以前、ドライバーズミーティング中、お昼休み中を指す。

第29条 レース中のピットクルー

レース中、ピットクルーは自己のピットを離れてはならない。

第30条 車両保管

レース終了後の車両保管及び検査は、次の通りとする。

- 1) 全車両保管及び再車検を行う。保管が解除になったカートは、エントラントが速やかに引き取らなければならない。
- 2) 保管時間は15分以上、所定の場所で行われる。
- 3) 技術委員はスタートした全ての車両に関し、車検を行う権限を保有するものとする。
技術委員が検査を行う際は、エントラントもしくはその代理人が責任を持って車両の分解及び組立を行わなければならない。ただし、関係役員、エントラント及びドライバー以外は車検に立ち会うことはできない。
- 4) 技術委員が行う本条項の検査に応じない場合は失格とされる。上記に対する違反は、競技長によって勧告され、審査委員会によりペナルティが課せられる場合がある。

第31条 ペナルティ

- 1) ペナルティは次の6種がある。
 - (1) 警告
 - (2) 罰金
 - (3) タイムペナルティ
 - (4) ポイントペナルティ
 - (5) ラップペナルティ
 - (6) 失格
- 2) 警告は、その必要ありと認められた軽反則に対して発せられる。
- 3) 罰金は、成績に対するペナルティまでに至らない程度の違反に適用される。
- 4) タイムペナルティは、音量測定結果によりタイムトライアルに適用される。
- 5) ラップペナルティは、失格にならない程度の違反に適用される。
- 6) ポイントペナルティは、失格にならない程度の違反に対し、予選ヒート及び決勝レースに与えられる。
- 7) 失格は下記の反則行為に科せられる。
 - (1) 違法または不当に得たアドバンテージ。
 - (2) 故意に自己または他人の安全をかえりみることなく行う危険行為。
 - (3) 与えられたオフィシャル指示を故意に無視した際。

(4) 与えられたフラッグサインの無視。

第32条 抗議

本大会における抗議は、一切受け付けない。

第33条 成績決定及び賞典

- 1) 決勝ヒートの順位により決定する。
- 2) 賞典はドライバーに対して行われる。
- 3) 賞典内容は下記の通りとする。

各クラス 優勝～3位 正賞、副賞
(各主催者に準ずる)

第34条 得点基準

シリーズレースとして開催された全7戦の内、開催大会に関係なく上位5戦の獲得ポイントを合計し、そのポイント合計によりシリーズ順位を決定する。

各クラス年間エントリー合計がのべ35台以上でクラス優勝が決定する。

1) 賞典クラス

(1) GT-1、40、キッズ

(GT-2 フレッシュキッズはシリーズではありません)

(

2) 賞典内容

1位～3位 正賞、副賞

第35条 得点基準

本カートレースのドライバーに対して与えられる得点は、次の得点基準を適用する。また、最終戦は1.5倍のポイントが加算される。

得点は、決勝レースの完走者にのみ与えられ、不完走者及び失格者、不出走者には与えられない。

有効ポイントは6戦中4戦とする。

順位	得点	順位	得点
第一位	20点	第六位	6点
第二位	15点	第七位	4点
第三位	12点	第八位	3点
第四位	10点	第九位	2点
第五位	8点	第十位	1点

ポイントは10位以上に与えられる

■シリーズチャンピオンの認定

生駒キッズカートシリーズは、上記第 35 条の得点基準により各部門の最高得点者を当該部門のシリーズチャンピオンとして認定する。複数のドライバーが同一の得点を得た場合は、各ドライバーが得た上位の回数が多い順(1位の数、2位の数、3位の数、以下これに準ずる)に決定される。

順位と回数も同位置の場合は、生駒キッズカートシリーズ連絡会が決定する。

第 36 条 広告

- 1) ナンバープレートに広告を表示することは認めない。
- 2) オーガナイザーは、下記のものに対して抹消する権限を有し、オーガナイザーが認めたスポンサーのロゴステッカーの表示は、ドライバーはこれを拒否することはできない。
 - (1) 公序良俗に反するもの。
 - (2) 政治・宗教に関連したもの。
 - (3) 本大会に関係するスポンサーと競合するもの。

第 37 条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両及びその付属品並びにコースの施設、機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとする。
- 2) エントラント、ドライバー、ピットクルーは、コース所有者及びオーガナイザー、大会役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了解していなければならない。

第 38 条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは、下記の権限を有するものとする。

- 1) 参加申し込みの受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- 2) 大会冠スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
- 3) 止むお徳ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録または変更について許可することができる。
- 4) 全てのエントラント、ドライバー、ピットクルー及びその参加車両の音声、写真、映像などの報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。

第 39 条 大会の延期及び中止

「J A F 国内カート競技規則」カート競技会組織に関する規則第 1 章第 6 条に基づき、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができる。

大会の全部を中止あるいは 24 時間以上延期する場合は、参加料は全額返還される。

ただし、保険料は返還されない。なお、エントラント及びドライバーは、これによって生ずる損失についてオーガナイザーに抗議する権限を保有しない。さらに、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て、大会の内容を変更する権限も併せて保有するものとする。これに対

する抗議は認められない。

第40条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は公式通知によって示される。公式通知は、

- 1) キッズカートウェブ上にて掲載される。
- 2) 大会事務局に掲出される。
- 3) パドックの掲示板に掲出される。
- 4) ドライバーズミーティングで指示される。
- 5) 緊急の場合は場内放送で伝達される。

以上の方法によって参加者に通告される。

第41条 誓約書の署名

エントラント、ドライバー及びピットクルーは参加申込用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければならない。

第42条 本規則の解釈

本規則の解釈並びに競技の細則に関する疑義については、事務局宛に質問できる。

第43条 本規則の違反

本規則に対する違反は、大会審査委員会の決定により宣告される。

第44条 本規則の効力

本規則は、参加申し込み受付と同時に効力を発する。

第45条 シャーシ、エンジン及びタイヤの登録

競技に使用するシャーシ、エンジン及びタイヤは、車両申告書に登録済みのもののみとし、下記の個数が認められる。

■GT-1, 2

シャーシ 1台

エンジン GT-1 レンタル制、GT-2 2基

タイヤ各 1 set(ドライ、レイン)

第46条 カート

全てのカートは「JAF国内カート競技車両規則」第1章に合致した第1種競技車両であること。

第47条 タイヤ

GT-1・2 ドライ BS YDS JKKA レイン BS SL94

第48条 最低重量

GT-2	6.5 kg 以上
GT-1	7.5 kg 以上

第49条 ゼッケンナンバー

「JAFカート競技車両規則」第2章第9条に従って、前後に取り付けること。
クラスによって、ナンバーの色は以下の通りとする。

GT-1	: 緑
GT-2	: ピンク

色分けは以上

ゼッケンの下地は、オフィシャルが確認しやすいように、黄色か白にする。

(但しレース当日ゼッケンが用意されていない場合は主催者のほうで配布する。)

※蛍光色の使用は不可とします。

第50条 発信器

- 1) データロガーの発光器は、指定された場所以外への設置は認めない。
- 2) テレメトリーシステムは一切禁止する。
電話、その他の無線機も含む

第51条 GT-2 (フレッシュキッズ)

- 1) エンジン:

エンジンは富士ロビン製 ECO3ER、ECO4ER、YEC04のみ使用。

- (1) 改造は一切禁止され、市販状態でなければならない。

但し、年式変更に伴う純正部品の相互利用は認めます。

※但しメインジェットは#70、ジェットニードルのイーリングクリップ位置は中央固定とする。

- (2) 最大排気量: ECO3ER/34.4cc、ECO4ER/40.2cc
- (3) 点火系統はいかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。
- (4) クラッチはいかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。
- (5) スパークプラグは「NGK: BPM7A」に限る。
- (6) スプロケットは、メーカー純正の「7-75」、又は「9-96」に限る。
- (7) ケースベアリングは、メーカー純正ベアリングの使用のみとする。
- (8) オイルシールは、純正オイルシールの使用のみとする。

- 2) キャブレター:

いかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。

- 3) マフラー:

いかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。

- 4) 吸気消音機:

いかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。

5) シャーシ / フレーム :

(1) レオンK30, K40, K3S, K4S, YECラピッドカデット

VIVO AMIGAO とする。

シャーシ構成パーツ (ロールバーも含む) はメーカー純正部品とし、いかなる改造加工は禁止、但し年式変更に伴う純正部品の相互利用は認めます。

(2) フロントフェアリング、サイドBOX、リアロールバンパーは必備とする。

6) トレッド :

(1) フロント : メーカー部品使用トレッド幅までをレギュレーションとする。

(2) リア : メーカー部品ドライブシャフトよりハブを外側に15mm以内とする。

7) 競技ナンバー :

(1) カートは、前方、後方から明瞭に識別できるよう、競技ナンバーを取り付けなければならない。

(2) ナンバープレートは、前後に必備とする。

(3) 競技ナンバーは、オーガナイザーが指定したナンバーは車検を受ける前に取り付けなければならない。

8) タイヤ :

ドライ BS YDS JKKA F : 10-3.60-5 R : 11-6.00-5

レイン BSSL94

使用するタイヤのセット数は1大会につきドライ1セットレイン1セットとし車両検査において登録封印を受けることとします。タイヤにバースト等が発生した場合は技術委員長の許可を受けて当該1本のみを交換することができます。

タイヤ形状、材質を改造改質することは禁止、なお著しく硬質変化している場合は使用タイヤの変更を指示します。

9) 車両の最低重量 (ドライバー乗車時) は65kg以上とする。

10) その他の装置

純正部品以外の使用が認められるものは以下の通りとします。

チェーン、チェーンガード、ゼッケンプレート、ボルト、ワッシャ、ナット

ワイヤー、ホイール、ホイールハブ、ステー (シート、カウル) ベアリング類。

ハンドル、ハンドルボス、シート。

※マグネシウム、チタン、カーボンファイバー (シートを除く) 材質の部品の使用禁止。

第52条 GT-1

1) エンジン :

エンジンは富士ロビン製ECO4ER, YECO4のみ使用。

(1) レンタルエンジン制、一切の変更禁止

(2) 最大排気量 : ECO4ER/40. 2cc

- (3) 点火系統はいかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。
 - (4) クラッチはいかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。
 - (5) スパークプラグは「NGK：BPM7A及びBPM8Y」に限る。
 - (6) スプロケットは、メーカー純正の「7-75」、又は「9-96」に限る。
 - (7) ケースベアリングは、メーカー純正品のみとする。
 - (8) オイルシールは、メーカー純正品使用のみとする。
- 2) キャブレター：
いかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。
- 3) マフラー：
いかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。
- 4) 吸気消音機：
いかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。
- 5) シャーシ / フレーム：
(1) レオンK30, K40, K3S, K4S, YECラピッドカデット
VIVO AMIGAO とする。
シャーシ構成パーツ (ロールバーも含む) はメーカー純正部品とし、いかなる改造
加工は禁止、但し年式変更に伴う純正部品の相互利用は認めます。
- (2) フロントフェアリング、サイドBOX、リアロールバンパーは必備とする。
- 6) トレッド：
(1) フロント：メーカー部品使用トレッド幅までをレギュレーションとする。
(2) リア：メーカー部品ドライブシャフトよりハブを外側に15mm以内とする。
- 7) 競技ナンバー：
(1) カートは、前方、後方から明瞭に識別できるよう、競技ナンバーを取り付けなければ
ならない。
(2) ナンバープレートは、前後に必備とする。
(3) 競技ナンバーは、オーガナイザーが指定したナンバーは車検を受ける前に取り
付けなければならない。
- 8) タイヤ：
ドライ BSYDS J K K A F : 10-3.60-5 R : 11-6.00-5
レイン BSSL94
使用するタイヤのセット数は1大会につきドライ1セットレイン1セットとし車両検査
において登録封印を受けることとします。タイヤにバースト等が発生した場合は技術委員
長の許可を受けて当該1本のみを交換することができます。
タイヤ形状、材質を改造改質することは禁止、なお著しく硬質変化している場合は使用タ
イヤの変更を指示します。
- 9) 車両の最低重量 (ドライバー乗車時) 75kg 以上とする。

10)その他の装置

純正部品以外の使用が認められるものは以下の通りとします。

チェーン、チェーンガード、ゼッケンプレート、ボルト、ワッシャ、ナット
ワイヤー、ホイール、ホイールハブ、ステア（シート、カウル）ベアリング類。
ハンドル、ハンドルボス、シート。

※マグネシウム、チタン、カーボンファイバー（シートを除く）材質の部品の使用禁止。

第53条 誓約書への署名

競技会に参加しようとする者は、オーガナイザーの要求する誓約書に署名しなければならない。

第54条 秩序の維持

競技に参加する者は、諸規則に精通し、かつそれを遵守し、秩序ある行動をとらなければならない。

第55条 ドライバーの服装

次にあげるドライバーの服装は、競技を安全に行うため、装備の一部と見なされ、車検時に技術委員の承認を得なければならない。

1) ヘルメット：

フルフェイスタイプでなければならない、JIS-C 規格以上の規格に適合したものの使用が推奨される。

2) レーシングスーツ：

皮製もしくはJAF及びCIK/FIA公認のレーシングカートスーツの着用が義務づけられる。

3) グローブ：

手首まで完全に覆うもので、皮製のものの使用が望ましい。

4) シューズ：

足首まで完全に包むもので、ペダル操作に支障をきたさないレーシングシューズが望ましい。

5) 全クラスは安全のために、ネックガード、リブプロテクターベストの着用が義務づけられる。

第56条 ピット要員の統轄

大会期間中、ピット要員の行為に関する最終的責任は、エントラントに帰属するものとする。

第57条 給油

レース中の給油は、特別規則に規定されている場合を除き、禁止される。ピット内に燃料を保管する場合は消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んで서는ならない。

第58条 保険に加入

主催者の付保する保険の他に保険に加入することを推奨する。